

各務原市建設工事の請負契約に係る入札及び契約情報等の公表に関する要綱

(平成16年3月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の向上を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、入札及び契約に係る情報の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、次条から第8条までに規定する情報とする。ただし、次条に規定する情報にあってはその予定価格が400万円を超えると見込まれるもの、第5条から第7条までに規定する情報にあってはその予定価格が400万円を超えるものに限る（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって本市の行為を秘密にする必要があるもの及び各務原市契約に関する事務分掌を定める規程（平成22年訓令第10号）の規定により所管課が契約するものを除く。）。

2 前項の規定は、同項の規定により公表の対象とされた情報以外の情報の公表を妨げるものではない。

(発注の見通しの公表)

第3条 市長は、毎年度当初に当該年度に発注することが見込まれる工事に係る次の事項を記載した書面を閲覧の方法により公表する。

(1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

2 市長は、毎年度10月1日を目途として、前項の規定により公表した事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を同項に規定する方法により公表する。

3 前2項の規定による発注の見通しに係る情報の公表は、当該公表した日から当該年度の末日までの間、行うものとする。

(競争入札参加資格等の公表)

第4条 市長は、工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定めたとき、又は当該資格を有する者に係る次に掲げる項目を掲載した名簿を作成したときは、遅滞なく、閲覧の方法により公表する。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 登録業種
- (4) 経営状況及び施工能力に関する評点並びに当該評点による順位
- (5) 等級区分を定めたときの基準

2 市長は、指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を定めたときは、遅滞なく、閲覧の方法により公表する。

3 第1項の規定による情報の公表は同項の資格を定めたとき、又は同項の名簿を作成したときからその資格の有効期限の末日までの間、前項の規定による情報の公表は同項の基準を定めたときからその基準が改正されるまでの間、行うものとする。

(入札の執行前の情報の公表)

第5条 市長は、工事の入札の執行に係る公告又は通知の日から当該入札の執行日までの間、次に掲げる事項を記載した書面を閲覧の方法により公表する。

- (1) 工事の名称及び場所
- (2) 入札の執行日時及び場所
- (3) 予定価格（当該予定価格が5,000万円未満の工事に限る。）

(契約締結後の情報の公表)

第6条 市長は、工事の契約締結後、遅滞なく、当該契約に係る次に掲げる事項を記載した書面を閲覧の方法により公表する。

- (1) 予定価格
 - (1) の2 調査基準価格及び失格判断基準又は最低制限価格
- (2) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地
- (3) 工事の名称、場所、種別及び概要
- (4) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (5) 契約金額
- (6) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- (7) 入札の参加者の商号又は名称及び入札金額
- (8) 一般競争入札に参加させなかつた者があるときは、その者の商号又は名称及びその者を参加させなかつた理由
- (9) 低入札価格調査の結果、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、

他の者のうちの最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

- (10) 隨意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
 - (11) 総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札（以下「総合評価競争入札」と総称する。）を行った場合における当該総合評価競争入札を行った理由
 - (12) 総合評価競争入札を行った場合の落札者決定基準
 - (13) 総合評価競争入札を行った場合において、落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- 2 市長は、前項第5号の金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第2号から第5号までに掲げる事項及び変更の理由を記載した書面を閲覧の方法により公表する。
- 3 前2項の規定による情報の公表は、当該公表した日から翌年度の3月末日までの間、行うものとする。

（低入札価格調査の概要の公表）

第7条 市長は、低入札価格調査制度に基づく調査を実施したときは、遅滞なく、当該調査の結果の概要を記載した書面を閲覧の方法により公表する。

- 2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（競争入札参加資格停止に係る情報の公表）

第8条 市長は、競争入札参加資格停止の措置をとったときは、遅滞なく、当該措置の対象者の商号又は名称並びに当該措置の期間及び理由を記載した書面を閲覧の方法により公表する。

- 2 第6条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（閲覧の場所等）

第9条 第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項、第5条、第6条第1項及び第2項、第7条第1項並びに前条第1項の規定による閲覧の方法による情報の公表場所は、企画総務部契約経理課とする。

- 2 公表する情報の閲覧を希望する者は、所定の閲覧簿に必要事項を記入するものとする。
- 3 市長は、この要綱の規定により情報の公表を行う場合において、必要があると認めるときは、閲覧の方法に加えて、ウェブサイトへの掲載、報道機関への情報提供

その他適当な措置をとることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公表に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成16年度予算に係る契約から適用する。
ただし、第7条第2項の規定は、平成16年4月1日以後、新たに契約を締結した工事について適用する。

- 2 各務原市予定価格事前公表要綱（平成12年12月25日決裁）は、廃止する。

附 則（平成18年3月24日決裁）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市建設工事の請負契約に係る入札及び契約情報等の公表に関する要綱の規定は、平成18年度の予算に係る契約から適用し、平成17年度の予算に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月7日決裁）

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市建設工事の請負契約に係る入札及び契約情報等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に指名通知を行う契約について適用し、同日前に指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日決裁）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市建設工事の請負契約に係る入札及び契約情報等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公示又は通知を行うものから適用する。

附 則（平成25年9月30日決裁）

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は通知を行うものについて適用する。

附 則（令和7年9月30日決裁）

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項ただし書の規定は、この要綱の施行の日以後に新たに発注の見通しの公表をする建設工事について適用し、同日前に発注の見通しの公表をした建設工事（同日以後に公表した事項の変更を行うものを含む。）については、なお従前の例による。